

[法8条の3第2項(公表), 第8条の4(閲覧用記録簿)]

令和3年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却施設]

・処分した一般廃棄物の種類及び数量[規4条の5の2第1号イ, 規4条の7第1号イ]

種類		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
(一般廃棄物 可燃のみ)	1号炉	t/月	1,414	3,258	3,340	1,235	0	0	2,093	3,286	3,830	3,647	80	0	22,183
	2号炉	t/月	2,763	1,558	0	378	3,169	3,334	2,637	3,161	674	0	0	1,570	19,244
	3号炉	t/月	1,532	484	3,280	3,511	3,516	2,681	0	0	0	1,694	3,325	3,200	23,222
	合計	t/月	5,709	5,300	6,619	5,123	6,685	6,015	4,730	6,447	4,504	5,341	3,405	4,770	64,649

・燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規4条の5の2第1号ロ, 規4条の7第1号ロ]

(固形燃料を受け入れる場合は別途記録すること)

項目	燃焼ガス温度, 集塵器流入ガス温度, 排ガス中一酸化炭素濃度, 焼成炉内温度
測定位置	別紙1のとおり
測定結果が得られた日	連続測定記録についてはインターネットで公表することが難しいため, 資料を現地施設
測定結果	に取り揃えてあります。

・ばいじんの除去の実施状況[規4条の5の2第1号ハ, 規4条の7第1号ハ]

	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	稼動中毎日実施
排ガス処理設備	稼動中連続実施

・排ガスの分析結果(6月に1回以上又は1年に1回以上)[規4条の5の2第1号ニ, 規4条の7第1号ニ]

採取月日	1号炉					2号炉					3号炉					基準値※1
	5月14日	5月14日	7月6日	11月15日	1月24日	5月14日	9月15日	9月15日	11月15日	3月16日	7月6日	7月6日	9月15日	1月24日	3月16日	
測定結果が得られた日	6月8日	6月8日	7月27日	12月7日	2月10日	6月8日	10月4日	10月15日	12月7日	3月25日	7月27日	8月3日	10月4日	2月10日	3月25日	
ばいじん濃度 (g/m ³ N)	0.0017	-	0.0018	<0.00076	<0.00076	0.0013	<0.00079	-	<0.00082	<0.00079	0.0014	-	<0.00084	<0.00077	<0.00087	0.08
硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)	<0.021 (143)	-	-	0.15 (147)	-	-	<0.029 (147)	-	-	<0.022 (138)	<0.024 (150)	-	-	<0.029 (152)	-	各()内の値
窒素酸化物濃度 (v/v ppm)	41	-	-	41	-	-	45	-	-	42	40	-	-	41	-	250
塩化水素濃度 (mg/m ³ N)	6.1	-	-	6.9	-	-	6.7	-	-	1.7	9.1	-	-	5.7	-	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	-	0.0024	-	-	-	-	-	0.000030	-	-	-	0.00013	-	-	-	1

※1 排出基準値は大気汚染防止法に定める基準値

盛岡市クリーンセンター 焼却施設フロー図

